

砥部町特定建設工事共同企業体事務取扱要綱

平成 22 年 9 月 30 日

砥部町告示第 132 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町が発注する工事（以下「町工事」という。）の競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする共同企業体に必要な資格その他、町工事の競争入札等における共同企業体の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- (2) 共同企業体 大規模で技術的難度の高い工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、当該工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。
- (3) 有資格業者 砥部町入札参加業者資格審査規程（平成 18 年告示第 95 号。以下「資格審査規程」という。）第 4 条の規定による格付け（以下「町格付け」という。）をされた者をいう。

(共同企業体の対象工事)

第 3 条 共同企業体により競争入札等を行わせることができる町工事は、1 件の設計金額が概ね、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額以上の規模の工事であって、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による施工が必要と認められる工事とする。

- (1) 橋梁 10 億円
- (2) 建築本体 5 億円
- (3) 建築設備 5 億円
- (4) その他 5 億円

2 前項の規定により、共同企業体により町工事の競争入札等を行わせることとした場合であっても、当該町工事に係る共同企業体（その構成員を含む。）以外の有資格業者であって当該町工事を確実かつ円滑に施行することができると認められる者があるときは、当該競争入札等に当該有資格業者を参加させることができる。

(共同企業体の入札参加資格)

第 4 条 町工事の競争入札等に参加しようとする共同企業体は、次条から第 9 条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(共同企業体の構成員の数)

第 5 条 構成員の数は、2 者又は 3 者とし、工事ごとに町長が定めるものとする。

(共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 町工事に対応する工事種類(資格審査規程の別表に規定する工事種別をいう。以下同じ。)の等級別格付けの等級が最上位等級である有資格業者の組合せ又は当該等級別格付けの等級が最上位等級である有資格業者及び最上位等級の直近の下位等級である有資格業者の組合せであること。
- (2) 一の共同企業体の構成員が、同一の町工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

(共同企業体の構成員の施工実績等)

第7条 構成員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 町工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、町工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、町長が町工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 町工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。
- (3) 町工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(共同企業体の構成員の出資比率)

第8条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(共同企業体による競争入札の公告)

第10条 町長は、共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札方式
- (2) 競争入札の場所及び日時
- (3) 共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (4) 工事場所
- (5) 工事概要
- (6) 工期

- (7) 競争入札参加資格審査申請の受付期間及び提出先
 - (8) 共同企業体の構成員の数及び組合せ
 - (9) 共同企業体の入札参加資格
 - (10) その他町長が必要と認める事項
- (共同企業体の入札参加資格の審査)

第 11 条 前条の規定により公告された町工事について共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第 7 号の受付期間内に、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて契約担当課に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 契約担当課は、前条の規定により公告した町工事につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(存続期間)

第 12 条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、町が契約を締結した共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 当該工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後 3 箇月を経過する時までとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、町工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 4 日告示第 148 号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

砥部町長 様

共同企業体の事務所の所在地 _____

共同企業体の名称 _____

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

年 月 日付で入札告示のありました _____
_____ の入札に参加いたしたく、今般連帯責任によって請負工事の共同施工
を行うため _____ を
代表者とする _____ 特定建設工事共同企業体を結成いたしましたので、参加資格について次の資料を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、次の権限を、 _____ 特定建設工事共同企業体代表者
に委任します。

- (ア) 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- (イ) 工事請負契約に関する一切の権限
- (ウ) 工事請負代金及び前払金並びに部分払の請求、受領に関する一切の権限
- (エ) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (オ) その他工事の施行に関し、諸届及び諸報告の提出に関する一切の権限

共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種	出資割合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					

1. 工事の入札、見積、請負契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑

印 鑑

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 低部町発注に係る _____ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住	所	
商号又は名称		_____
住	所	
商号又は名称		_____
住	所	
商号又は名称		_____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	_____	_____ %
商号又は名称	_____	_____ %
商号又は名称	_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から、構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構 成 員	住 所
(代表者)	商号又は名称
	代 表 者 氏 名 _____ 印

構 成 員	住 所
	商号又は名称
	代 表 者 氏 名 _____ 印

構 成 員	住 所
	商号又は名称
	代 表 者 氏 名 _____ 印